

第1回広島大学文書館研究集会 個人文書の収集・整理・公開に関する諸課題

【趣旨説明】

広島大学文書館 館長 小池 聖一

今日は皆様、遠いところを本当にありがとうございます。文書館長の小池です。

研究集会は、広島大学文書館として最初の試みです。これまで、第三者評価等々を通じて、幾つかの点で、もっと改善したらいいのではないかといたご示唆いただきました。このようななか、昨年度、なんとか10周年を迎えることができ、そして、11年目の新しい一歩を踏み出すにあたって、研究集会を企画したところでございます。

広島大学文書館の場合、法人文書管理を行う公文書室が中核にあり、日本で初めて公文書管理における統一的管理、すなわち現用記録の管理も担当しております。館長である私は、統括文書副管理責任者でもあり、公文書管理法にもとづく監査業務も担当しております。

一方で、日本の大学アーカイブズは、基本的に大学史を基盤に発展してまいりました。広島大学文書館の場合には、大学史編纂(広島大学五十年史編纂事業)の途中に文書館が設置されました。大学史編纂と文書館業務は、並行しておこなわれました。国立大学において大学史に関係なく、法人文書管理を中心に大学でアーカイブズができたのは、菅真城さんのいる大阪大学(大阪大学アーカイブズ)が初めてですが、広島大学文書館の場合、大学史と並列的な意味で文書館業務も進んできました。

その過程で、広島大学文書館の特徴なところは、公文書の管理が第一義ですが、一方で個人文書という概念を使って、個人文書の収集・整理・公開を進めてまいりました。個人文書というのは、基本的に公文書、私文書という文書作成に基づく分類ではなく、所蔵者が個人なのか、あるいは団体なのか、という所蔵形態に基づく分類です。

例えば、私ども広島大学文書館には教職員組合の資料もあります。また、森戸が関係した百働会・百まで働こう会の資料も所蔵しております。このような団体関係の事務局等が所蔵していた形態そのままに寄贈を受け、整理し、公開してまいりました。

個人文書としては、先駆的機関として国立国会図書館憲政資料室があります。憲政資料室における収集・整理・公開に関するノウハウなどを学びながら、ここまで10年間やってまいりました。その個人文書の収集・整理・公開というものを、大学文書館として今後どのようにやっていくのか、やっていけばいいのかというのが一つの問題でした。

企画当初の段階で、文書館長として私は、個人文書の整理・公開について非常に危機感

を持っておりました。その危機感に関しては、今回、お手元に私が個人的に入れたものですが、二つの原稿があります。

一つは『情報の科学と技術』の大学アーカイブズに関する原稿です。これは平成 28 年 4 月に出るものなので、皆さん、注意して扱っていただきたく存じます。現在、校正をしておりますので、これがそのままのかたちでは出ないとは思いますが、再校のゲラです（「大学アーカイブズの可能性」『情報の科学』Vol.66No.4、2016 年 4 月）。

それからもう一つのもは、国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議に関して私が分析をし、批判的に書いたものです（「国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議について」『広島大学文書館紀要』第 18 号、2016 年 2 月）。アーカイブズの在り方は、多様で良いと思っております。設立の経緯、基盤の違いが存在していますから。しかし、国立公文書館は、ナショナルアーカイブズであり、基本線は明確です。この点を特に強調しました。

広島大学文書館も大学史資料室、特殊文庫等により、多様な要素を取り入れて運営してまいりましたが、石田雅春大学史資料室長から、収集にあたってのいろいろな法的な問題などの具体的な報告を、それから実際にアメリカの大学文書館についての実例報告として中生勝美先生からお話をいただきます。また、永島広紀先生からは、大学アーカイブズの存立の基盤となった大学史において、今と連続した歴史的重要性について、改めて確認する必要性について明らかにしていただけるものと考えております。また、東山京子先生からは、中京大学社会科学研究所台湾史研究センターの事例を通じて、所蔵史料の今後と研究についてお話しいただきます。

報告者の方々にはお忙しいなか、報告をいただき、有難うございました。本当に感謝しております。

ご参加の皆さまにも、この機会に、ぜひ質問等々のかたちで議論が高まってまいればと思っております。今日一日、よろしく願いいたします。